

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年7月24日（金）15:58～16:17
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

- 加賀見 保明 つくば農業生産農事株式会社代表取締役社長
- 前田 浩 つくば農業生産農事株式会社社長室長

#### <事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 資源循環農業型社会構築による新規雇用拡大と地域農業活性化
- 3 閉会

---

○藤原次長 それでは、続きまして、つくば農業生産農事株式会社、加賀見様、前田様においでいただいております。

20分ということですので、10分間プレゼンテーションいただきまして、その後、意見交換にさせていただきますが、これは提案内容はどこまで非公開に。公表でよろしいですか。

○加賀見社長 一応公表できるA3のきっちり社名とかを抜いたものをつくってまいりましたので。

○藤原次長 それは後で事務局に相談させていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいますて、ありがとうございます。

早速御説明お願いいたします。

○加賀見社長 まず、本日は貴重なお時間をつくっていただき、ありがとうございます。

今から御説明する内容については私どもの地元の筑西市の須藤市長初め、関連部局の方々には既に御説明してありまして、皆様に応援していただいております。来週の火曜日には筑西市の関連部局を集めた全体会議を予定しておりまして、再度皆様方に御説明する機会を設けております。

会社概要と今回の御説明を含めて、前田のほうから説明させていただきます。

○前田室長 それでは、私、前田から御提案の内容につきまして御説明させていただきます。

最初の1ページ目、弊社つくば農業生産農事株式会社でございますけれども、1991年の設立でございますから、ことしでちょうど25年目を迎えようとしております。

2009年にイトーヨーカ堂様との合弁事業用でありますセブンファームつくばという農業施設を開設いたしまして、ベビーリーフという野菜を中心に栽培をして、全量イトーヨーカ堂グループ様にお買い上げいただくということをやってまいりました。

また、弊社は産業廃棄物の処理の免許をいただいているものですから、野菜生産した後の野菜残渣であるとか、または近隣の食品製造メーカーさんから出てくる食品残渣といったものを廃棄処理しまして、堆肥にして、自分たちの農場で土づくりに利活用するという循環型農業を営々とやってきたわけでございます。

そこで、規制緩和のお話に入る前に、私どもが置かれております環境について若干御説明させていただきたいと思っております。次の2ページ目、まず、茨城県の状況につきまして、お話しさせていただくと、これはあくまでも弊社の私見ではございますが、茨城県は御承知のとおり、北海道に次ぐ農業産出高を誇る県ではあるのですが、中ほどの棒グラフを見ておわかりのように、他地域と同様に農業経営体、つまり、農業従事者の方々の人口といえますか、従事者の数が減少して苦しんでいるという状況でございます。

農業従事者の拡大のために必要とよく言われていますのが、農業法人の強化でございますが、この点につきましても、現時点において茨城県の農業法人の増加率といえますのは平均と比べても非常に低うございまして、法人化推進による農業の大規模化であるとか、効率化であるとか、この辺が今後必要になってくるのではないかと拝察しているところでございます。

次に、私どもが所在します筑西市の状況についてお話しします。筑西市は茨城県最大の作付面積を誇っているところでございますけれども、表7を見ていただくとおわかりのように、昭和60年から20年間で農業従事者の数が何と半減しております。

加えて、このことが筑西市全体の人口減の要因にもなっていると私どもは考えており、表8を見ていただくと、特に3月から5月の間の人口の減が顕著であります。すなわち若

い人たちが市から出て行ってしまったのではないか。または、逆の私どもの立場から申せば、農業が若い人たちの労働力を吸収できていないのではないかと考えているわけでございます。

すなわち、この筑西市といいますのは、いわゆる大都市近郊の農業地域のよくある典型的な地域であると私どもは考えています。

さて、もう一度私どものお話に戻させていただきます。4ページ、ちょっと派手な絵がありますが、この絵は私どもが新たな変革のチャレンジとして考えている資源循環型農業社会の絵柄でございます。

先ほど申し上げました食品製造業、いわゆる第2次産業、食品を売っていらっしゃる流通小売の方々、第3次産業の方々と強固に連携して、ありとあらゆる資源を循環利用して、食品再生利用率の向上であるとか、または低炭素社会への貢献といったものを実現していこうということで、この取り組みを既にスタートしております。

実は、この取り組みの中で、今回の規制緩和に至る1つの新たな取り組みが生まれたわけでございます。

つまり、私どもとの合弁事業として、野菜加工工場であるとか、または植物工場の建設といったものを弊社の所有地の中につくっていこうという計画が現実のものとなってまいりました。

もう少し詳しく次の5ページで御説明します。

○八田座長 なるべく規制緩和で何をなさりたいかを初めにおっしゃってください。そうすると後でわかります。

○前田室長 承知しました。

そういう観点では、このページにあります左側の下の絵を見ていただきたいのですが、私どもは市街化調整区域の農地に立地しているものでございます。したがって、規制緩和の対象となる法律としては、農地法の4号であるとか、または土地計画法の34条といったようなものがあるわけですが、ありていに言いますと、市街化調整区域内の農地においては、農業関連施設以外の建物は建ててはならないということでございます。ところが、左下の絵にありますように、今回、私どもの敷地の中に加工工場、漬物工場、植物工場といったものを建設するわけですが、これは農業関連施設として認めていただくと考えております。

ただ、筑西市の人口を後ほどお話ししますが、労働人口が非常に少のうございまして、そういう観点から、育児で就業を控えていらっしゃるような方々であるとか、ここには書き込んでいませんが、介護離職されて結果として就業の機会を得ていない方々のために、私どもの土地の中に工場に隣接して託児所及びデイサービスセンターを建設したいというのが私どもの希望でございまして、そういう意味において、先ほど申しました農地法と土地計画法に抵触する、ここを何とか規制緩和していただきたいというのが本日の趣であるということでございます。

しかし、この取り組みの中で、5ページの右側に表がありますけれども、非常に経済効果としては高いものが見込まれておりまして、加工工場、漬物工場で直接効果として300～500の新規雇用が生まれるであろうと。間接的には女性が働く場を創出することができるであろう。または、定住者をさらに増加させることができるであろうと私どもでは思っておりますし、ICTを使った植物工場においては30名の新規雇用ではありますけれども、むしろ首都圏からITエンジニアの方々が農業に回帰するというような効果も見込めるのではないかと考えております。

ところが、先ほど言いましたように、やはり託児所、デイサービスがどうしても必要だという理由は、筑西市の人口構造によるものでございます。筑西市の労働人口は64%、老年人口は27%弱なのです。ですから、25%を2%弱上回ってしまっていて、超高齢化社会に入っている地域なのでございます。言い方を変えますと、やはり老人介護のために多くの時間を使っている方が非常に多い地域ではあります。

今回、このような大きな経済効果が見込める半面、300名～500名の新規雇用を地元で確保しようとしたときには、どうしてもそういう方々も含めて就業に手を挙げていただく必要があるかと考えております。そのための施策として、工場に隣接した託児所とデイサービスの建設を何としてでもやりたいというのが弊社の願いでございます。

規制緩和について、8ページ、今、私が申し上げましたことが書いてあります。全部で4点の規制緩和のお願いをしておりますが、根拠となる法令は1つでございまして、先ほど来申し上げている農地法と土地計画法でございます。

託児所とデイサービス、これは私どもが所在している地域が農地なものですから、夜になりますと本当に真っ暗な地域で、市街化地域までは私どもの会社から直線で3キロ以上離れております。ですから、そのような建物を建てられる場所はないかといえましょうであります。ないことはないということなのですけれども、大変離れた形になる。それから、非常にその道路環境は余りよろしくない状況で、社員の安全等を考えますと、ぜひとも私どもの敷地内にこれらの施設をつくりたいということです。託児所とデイサービスセンター、これは福利厚生でもなくて、本当に生産設備の一部として私どもはぜひ設置をさせていただきたいと思っております。

3番目は、常設の直売所です。これは社員向けではなくて、地域の方々と円滑な関係を構築するために施設内でつくられた野菜に限定して直売所を設けさせてもらえないかということでございます。

最後は、宿泊施設ですけれども、用途としては2通りありまして、1つは実は茨城県がベトナムからの農業技能実習生を受け入れるということを表示されておられて、それに対して弊社としても少しでもお手伝いをしたいと考えています。

そういう中で、筑西市の私どもの近辺は賃貸アパートというものがございまして、もし借りるとしても一軒家でございます。外国の方に一軒家を貸すということが非常に難しいというお話もいただいております。そういう中では、もし賃貸アパートがあるところ

を探すとすれば、つくば市という非常に離れたところまで行かなければならない。そうすると、車を借りてでも通勤しなければいけないというちょっと現実とは遊離した形になります。そういうこともあって、ぜひ外国人の技能実習生の方の宿泊施設としてつくりたいというのが1点。

もう一点は、加工工場自体が24時間ほぼ365日の稼働でございますので、そういった中で、社員という特定された中での不特定ではございますけれども、宿泊ができる設備をつくりたいという、この4点でございます。

最後に、この事業において優先順位をつけるとするならば、1番と2番が私たちの成立要件だろうと考えています。

以上です。ありがとうございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この場合は、農水省のほうが言ってきたようなのは、農地を転用すればいいではないですかということになると思いますが、それに対してはどういう御意見ですか。

○前田室長 農地の転用においては、農業振興地域ではないですから、そういう意味では可能な地域ではあるのですが、一方で、土地計画法によってこれが規制されている以上は、農地転用はそう容易なことではないのではないかと。

○八田座長 容易なことではないけれども、手続を踏めばできるでしょうと言うのですよ。その道をもっと簡易化するという提案はないですか。

というのは、本当にこの解釈が正しいとは必ずしも考えないけれども、農地というのとはかく土でないといけない、コンクリートがあったらおしまいだという言い方をするわけです。だから、転用するのをもっと簡易化するということができないかということはあると思うのです。

もちろん、例えば温室をつくるということだったら、どうせ農業をするのですから、後でまたとってしまえばコンクリートがあろうが何をしようが、農地だったら言えるけれども、これは一応関連施設ですね。関連施設の範囲を広げるという話ですね。

○前田室長 さようでございます。

○八田座長 今は、関連施設は農地のままやっているわけですか。

○前田室長 今は、繰り返しになりますけれども、農業振興地域ではないので、コンクリートを張ることが可能なのです。ですから、現在も攪拌式の堆肥設備であるとか微細藻類の培養設備といったものの建築物をつくれているわけです。

○八田座長 転用せずに。

○前田室長 これは農地転用でできるわけです。

○八田座長 転用できるでしょう。

○前田室長 コンクリートを張ってはいけない云々というのは農業振興地域のほうの話であって、私どもはそうではないのでそれは可能なのです。ただ、それは農業関連施設に限るという法律がありまして、それによって託児所であるとか、デイサービス云々かんぬん

は農業関連施設に該当していませんということにおいて、緩和というお願いです。

○八田座長 わかりました。この場合は、この農業関連施設に含めてほしいということですね。

○前田室長 そのような理解でございます。

○八田座長 それは農業関連施設の場合は一応転用なわけですね。

○前田室長 農地転用になります。

○八田座長 では、そういうことですね。わかりました。

○八代委員 そうですね。それは農業関連施設の定義の問題で、工場があれば当然従業員の休憩室が必要なわけですね。だから、託児所というのは休憩室みたいなものだとも言えるし、休憩が深夜に及べば寝る場合だってあるしということ、問題は直売所が要るかどうか。それはちょっと別の話で、私はこれはちょっと無理だと思いますけれども、少なくとも1、2、4は関連施設だという、どこの工場だって従業員が寝泊まりする場所は当然あるわけですから。

○阿曾沼委員 不特定多数を対象にすると関連施設ではなくなるという可能性もあるわけですね。

○八代委員 工員ですから。

○阿曾沼委員 託児所とかデイサービスというのは基本的に従業員のためということであれば、関連施設に含めてほしいという話になると思うのですが、ただ、不特定多数の人を対象にしますよということになると、また無理かもしれません。

○八田座長 限定があってもいいわけですね。

○阿曾沼委員 限定があってもいいですね。

○前田室長 あくまでも範囲は絞られて、一般開放しない。

○八田座長 それが一番自然なような気がしますね。農業関連施設の定義を拡大してください。

○加賀見社長 あと、託児所とかデイサービスセンターに関しては、多分農業というよりも厚労省の許可というか、そういうのも出てくると思うのですが。

○八代委員 いや、託児所には2種類あって、旧厚生省所管のはうるさいのですが、旧労働省所管の事業所内保育所は物すごく簡単なのです。

○前田室長 無認可です。

○八代委員 もちろん認可外です。だから、補助金を出してもらえないのですけれども、それが要らないのであればそれは工場附属設備で。

○前田室長 おっしゃるとおり、助成金のものでではなくて、児童福祉法に基づいた認可外のほうが、多分、妥当だろうなという感じではおります。

○八代委員 それはまた別の話になりまして、今回、事業所内保育所が規制緩和されて、旧厚生省からの補助金をもらえるようにはなったのですが、それは逆に工場以外の人も入れなければだめなのです。だから、二兎は追えないので、純粋な事業所内保育所だったら

すごく簡単につくれると思うのですが、その場合は旧労働省からのわずかな補助金しかもらえないという、ちょっとどちらかを選ばないと大変だと思いますので。

○前田室長　そこは少し勉強が必要だと思いますので、私どもはまずはこれが建設できるかどうかというところについてのお願いでございます。

○八田座長　御主張の趣旨、よくわかりました。どうもありがとうございました。